

# 報 告 書

平成22年3月

札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会

平成 22 年(2010 年)3 月 12 日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会

|     |         |
|-----|---------|
| 委員長 | 常 本 照 樹 |
| 委員  | 阿 部 一 司 |
| 委員  | 江 本 秀 春 |
| 委員  | 貝 澤 文 俊 |
| 委員  | 堺 黎 子   |
| 委員  | 佐々木 洋子  |
| 委員  | 島 崎 直 美 |
| 委員  | 高 田 敏 春 |
| 委員  | 本 田 優 子 |
| 委員  | 吉 川 秀 樹 |

私たちは、昨年 7 月 3 日以降、札幌市の要請により、今後のアイヌ施策のあり方について検討を重ねてまいりましたが、このたび、別添のとおり、意見を取りまとめたので、ご報告いたします。

## 目次

|   |    |
|---|----|
| はじめに                                      | 1  |
| 第1 アイヌ民族に関わる歴史的経緯                         | 2  |
| 1 アイヌ民族の先住民族としての歴史                        |    |
| 2 近世以降の歴史的経緯                              |    |
| 第2 アイヌ民族の現状と最近の動き                         | 3  |
| 1 アイヌ民族の生活・教育等の状況                         |    |
| (1) 北海道を中心とする生活関連施策                       |    |
| (2) アイヌ民族の生活実態                            |    |
| 2 アイヌ民族の伝統文化の保存、継承、振興等                    | 4  |
| (アイヌ文化振興法と文化振興施策)                         |    |
| 3 アイヌ民族を取り巻く最近の動き                         |    |
| (1) 先住民族の権利に関する国連宣言                       |    |
| (2) アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議               | 5  |
| (3) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告                |    |
| (4) アイヌ政策推進会議の設置                          |    |
| 第3 札幌市が推進する施策                             | 6  |
| 1 札幌市アイヌ施策推進計画の目的：<br>アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現 |    |
| 2 計画の体系                                   |    |
| 3 施策目標と推進施策                               | 7  |
| (1) 施策目標1：市民理解の促進                         |    |
| ア 推進施策1：伝統文化の啓発活動の推進                      | 8  |
| (ア) これまでの施策の継続実施                          |    |
| (イ) 今後実施する施策                              |    |
| イ 推進施策2：教育等による市民理解の促進                     |    |
| (ア) これまでの施策の継続実施                          |    |
| (イ) 今後実施する施策                              | 9  |
| (2) 施策目標2：伝統文化の保存・継承・振興                   |    |
| ア 推進施策1：アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進                | 10 |
| (ア) 今後実施する施策                              |    |

|                     |    |
|---------------------|----|
| (イ) 実施にあたり検討を要する施策  |    |
| イ 推進施策２：伝統文化活動の推進   |    |
| (ア) これまでの施策の継続実施    |    |
| (イ) 今後実施する施策        |    |
| (ウ) 実施にあたり検討を要する施策  | 11 |
| (3) 施策目標３：生活関連施策の推進 |    |
| ア 推進施策１：産業振興等の推進    | 12 |
| (ア) 今後実施する施策        |    |
| (イ) 実施にあたり検討を要する施策  |    |
| イ 推進施策２：生活環境等の整備    |    |
| (ア) これまでの施策の継続実施    |    |
| (イ) 今後実施する施策        |    |
| (ウ) 実施にあたり検討を要する施策  |    |
| (4) 国の立法等の動向と関連する施策 |    |
| 4 計画の推進             | 13 |
| (1) 全庁的な推進体制        |    |
| (2) 計画の進行管理等        |    |